

亀山市告示第3号

亀山市生活困窮者自立支援事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年1月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者自立支援事業実施要綱等の一部を改正する告示

(亀山市生活困窮者自立支援事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市生活困窮者自立支援事業実施要綱(平成27年亀山市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第6条第3号ウ(イ)中「家計相談支援事業」を「家計改善支援事業」に改める

(亀山市生活困窮者家計相談支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市生活困窮者家計相談支援事業実施要綱(平成27年亀山市告示第134号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市生活困窮者家計改善支援事業要綱

第1条中「亀山市生活困窮者家計相談支援事業」を「亀山市生活困窮者家計改善支援事業」に改める。

第2条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第8条の見出し及び第1項中「家計相談支援員」を「家計改善支援員」に改め、同条第2項中「家計相談支援員養成研修」を「家計改善支援員養成研修」に改める。

附則第2項の見出し中「家計相談支援員」を「家計改善支援員」に改める。

(亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正)

第3条 亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱(平成27年亀

山市告示第135号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3項」を「第3条第3項」に改める。

第4条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第15条第3項中「法第16条」を「法第22条」に改め、同条第4項中「生活困窮者自立支援法第16条の規定に基づく報告等について(依頼)」を「生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について(依頼)」に改める。

様式第7号中「第16条」を「第22条」に、「第16条」を「第22条」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。